

山の会 ささやま 山行規定

第1条 目 的

この規定は、山の会ささやま(以下、「会」という)が取り組む山行について必要な事項を定め、山行を安全に楽しく行うため会員が守るべき規範とする。

第2条 山行の分類

山の会ささやまでいう山行とは、下記の取り組みをいう。

1. 例会山行
会の行事として取り組む山行で、山行部で企画立案して山行部長が認めた山行をいう。
特別山行(夏山・秋山・運営委員会が認めた山行)も例会山行に含める。
2. 公開山行
会の行事として取り組む山行で、組織部で立案し山行長が認めた山行をいう。
3. 自主山行
会員有志が企画立案して行う山行で、山行部長が認めた山行をいう。
4. 特殊山行
例会山行・公開山行・自主山行以外の限定的な山行で、宿泊を伴わない山行をいう。
特殊山行の詳細は特殊山行規定で定める。
5. 個人山行
例会山行・公開山行・自主山行以外の山行をいう。
よって、会としてその責任は一切負わない。
6. 単独山行(単独行)
個人的に企画立案し実施する山行で会の山行とは認めない。
よって、会としてその責任を一切負わない。
7. 山行の分類の詳細は細則で定める。

第3条 自己責任の原則と参加申し込み

1. 会員は、自己の責任と判断において山行に参加すること。
2. 原則として、事前申込制をとる。
参加申し込みの詳細は細則で定める。

第4条 山行企画書及び山行計画書の提出

山行を起案する部署又は立案者は、山行企画書(様式-1)を、山行のリーダーは山行計画書(様式-2)を作成して山行に提出しなければならない。山行企画書及び山行計画書の作成にあたっては「山行ランク付け基準」を参考にして作成を行うこと。山行計画書は、山行中の事故に対する労山基金(保険)等の適応を受ける重要な書類となる。

1. 例会山行・公開山行・自主山行は原則として、実施日3ヶ月前までに山行企画書を山行部長に提出をしなければならない。尚、山行部・組織部が検討して起案する山行は、山行企画書の提出を免除する。
2. 例会山行・公開山行・自主山行は原則として、例会山行及び公開山行は実施日1週間前までに、自主山行は実施日2週間前までに、リーダー等が山行計画書を作成し、山行部長に提出して承認を得なければならない。

第5条 山行計画書の検討及び承認

山行計画書の提出を受けた山行部長は、その山行計画の全体に亘って、第1条の目的に合致しているか検討し、その結果を速やかにリーダーに通知する。

第6条 リーダーの責任

1. 山行のリーダーは、山行の計画から報告・反省までの全てに亘って責任を持って実施する。
2. リーダーは、パーティーをよく掌握し、メンバーの安全を最優先させ、適切な指示をすること。
3. リーダーは、山行部長から勧告や指導があった場合は、それを遵守し、事故の無いように努めること。
4. リーダーは、山行当日の出発地及び山行現地の天候を予測し、中止(延期)の判断を行わなければならない場合は、集合時間の2時間前までに、下記の判断基準により判断する。
山行参加者よりリーダーに問い合わせをする場合も、集合時間の2時間前とする。
リーダーは、集合場所における集合時間までにはその旨を参加者に伝えること。
 - ① 既に荒天となっており、この状況が日中続くと思われるとき
 - ② 前日までの状況(降雨・増水・積雪)により、山行に支障有りと思われるとき
5. リーダーは、予め決められた集合時間に参加者が現れなかった場合、参加を欠席したものとみなし、予定通りに山行を遂行する。

第7条 留守宅の設置

1. 留守宅要員は登録制をとる
2. 例会山行・公開山行・自主山行については、留守宅を設置すると共に予め留守宅要員を定めておくこと
3. リーダーは、留守宅に承認された山行計画書と参加メンバー表(様式-3)を送付しなければならない。
4. リーダー等は、下山口より留守宅に下山報告を行うこと。
詳細は山行規定細則で定める。
5. 山行の参加メンバー表の提出詳細は山行規定細則で定める。

第8条 山行報告書の提出

リーダーは、山行終了後速やかに総括を行い、2週間以内に山行報告書(様式-4)及び最終参加メンバー表を山行部長に提出しなければならない。

第9条 事故発生時の対応

1. 事故が発生した場合、リーダー等は直ちに留守宅へ連絡をしなければならない。
2. 留守宅は、必要に応じて家族及び役員に緊急連絡し、対策(安全対策委員会の開催を含む)を講じなければならない。 * 重大事故発生時の連絡順位参照
3. リーダーは、山行終了後7日以内に事故報告書を安全対策委員長に提出しなければならない。
4. 重大事故発生時は遭難事故対策本部を立ち上げ、県連に事故一報の連絡を行うこと
* 重大事故発生時の連絡順位参照

第10条 労山基金の加入

事故による経済的負担を少しでも軽減するため、会員は原則として労山基金に加入を要する。

第11条 下見山行

山行部長は、会として初めての所に山行を取り組む場合、又はコース経験者のいない場合は、安全確保の見地から、原則として複数人による下見山行を実施させる事ができる。また、交通費として下記の補助金を支給する

1. 公共交通機関を利用の場合は、一回当たり交通費として五千円を上限として2名まで支給する。
2. 個人所有の自動車を利用した場合は、1回2台に限り燃料代・高速代として1万円を上限として支給する。
3. 特殊山行費用請求書兼領収書を添えて会計担当者に費用を請求することができる。

第12条 登山道調査山行

主に「篠山市登山道マップ」に掲載されているルートの再調査及び新規ルートの調査を行うための山行をいう。

調査結果は、所定の様式で会及び篠山市役所商工観光課に報告を行うものとする。

1. 登山道調査山行は「例会山行」扱いとする
2. 登山道調査例会山行参加者からは燃料代を徴収しない
3. 登山道調査山行のリーダー（CL・SL）には500円を支給する
 - ・役割分 CL：山行企画書・山行計画書・山行報告書・参加者名簿等の作成
 - SL：調査内容の記録・写真撮影を行い、登山道調査報告等を作成会の担当窓口で報告を行うこと
4. 市役所商工観光課には担当間地口から提出を行う
5. 車提供者には、1台あたり500円を支給する（上限3台）
6. 参加人数の制限 最大10名（申し込み順）
7. 費用請求はリーダーが行うものとする（特殊山行請求書兼領収書にて）
8. 雨天等で中止の場合は、後日改めて企画して実施する

第13条 マイカー利用

1. 山行においてマイカーを利用する場合は、交通ルールを遵守する事は勿論、運転の交代や休憩の取り方など安全運転に心がける。
2. 会員が利用するマイカーについては、任意の自動車保険に加入したもので、次の定めに適合したものとする。
 - 対人賠償責任保険金額 無制限
 - 対物賠償責任保険金額 無制限
 - 搭乗者傷害保険金額（1名につき） 1,000万円以上
3. マイカー利用の場合の費用負担は、原則「集合場所」から「解散場所」の間の距離に応じ、燃料代として1km当たり20円で換算し、有料道路料金等も実費加算し山行参加人員数割りで負担する。（参加台数分）
4. 会の行う、山行等に使用する自動車及び運転者は登録制とする。
5. 申請により、運営委員会で審査して登録を認める。詳細は山行規定細則で定める。

第14条 山行のランク付け

当会では、全ての山行に次のコースランクを設ける。

山行ランク付け基準

コースのランク付け項目	☆ (入門)	☆☆ (標準)	☆☆☆ (健脚)	☆☆☆☆ (登山)
歩行距離(往復)	5 km未満	8 km未満	8 km以上	登山として取り 組む山行(夏山・ 秋山・雪山等)
歩行時間(往復)	4 H未満	6 H未満	6 H以上	
標高差(登山口～山頂)	300 m未満	500 m未満	500 m以上	

備考1 難易度の判定基準前後のものは、リーダーの判断でランクを決めることができる。

備考2 歩行時間には、昼食時間は含めない。

第15条 表彰制度

この制度は、会員の山行参加意欲の増進を目的とする。

一年間で、例会山行に参加回数上位3名を会長名で記念品を添えて表彰する。

ただし、3回表彰された場合は、次年度から表彰対象から5年間外す

(一年間とは4月1日から翌年3月31日までとする)

第16条 解釈の疑義

- 1 この規定の解釈上の疑義が生じた場合は、運営委員会で行う。
- 2 この規定の改廃は総会で承認を得なければならない。

第17条 施行

この規定は2010年6月20日から施行する。

この規定は2011年6月20日より改訂施行する。

この規定は2012年6月17日より改訂施行する。

この規定は2013年6月16日より改訂施行する。

この規定は2015年6月21日より改訂実施する

この規定は2017年4月23日より改訂実施する

この規定は2018年4月22日より改訂実施する